

○事務局長 はい、定刻になりましたので、ご起立をお願いいたします。こんにちは。ご着席をお願いいたします。本日は2名の方から欠席届が出ております。10番委員と15番委員です。欠席が出ておりますけれども、会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、会議は成立をいたしております。それではただいまより令和3年度第7回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして会長よりごあいさつをお願いいたします。

○会長 (挨拶)

○事務局長 はい、ありがとうございます。それでは、会議規則第4条によりまして、会長は総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、この後は会長よろしくをお願いいたします。

○議長 はい。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に2番委員、3番委員を指名いたします。よろしく申し上げます。日程第2、議案第15号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは1ページをお開きください。日程第2、議案第15号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり農地の権利移転等についての許可申請があったので、許可不許可についての副申意見を決定するものとするものでございます。

(4件の申請について説明)

○議長 はい、ここで事前調査の報告をお願いいたします。3番委員。

○3番委員 議案第15号の農地法第3条第1項の許可申請に対する調査報告を行います。今回は4件ありまして続けて報告をしたいと思っております。昨日11日に私と4番委員、19番委員、

それから局長と4名で調査いたしました。番号1の申請につきましては、先ほど説明されました箇所になりますが、農振農用地区域内農地になっておりまして、対価〇円で、10a当たり〇円となっております。所有権の移転となっております。農地法第3条では不許可の例外として、農地法施行令第2条第1項第1号ハによって教育、医療または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、当該目的にかかわる業務の運営に必要な施設の用に供することを認められる場合は農地を所有することができると規定しています。よって、申請は妥当であるとの協議結果でございました。これは〇〇さんが□□に所有権を移転されるということでございます。続きまして番号2、譲渡人、〇〇さん。譲受人、□□さん。番号2の申請につきましては先ほど説明されました箇所になりますが、4箇所とも農振農用地区域内農地となっております、対価〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項の規定する不許可の要件に該当せず許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。番号3、譲渡人、〇〇さん。譲受人、□□でございます。これは現在、代表取締役の△△さんが買われるということでございますが、その話によりますと、またたくさん買っていくということです。私が知っている人も、1反当たり〇円で相談されてるということで、多分、買っていただけるんじゃないだろうかというような話でございます。番号3の申請につきましては先ほど説明されました箇所になりますが、農振農用地区域内農地となっております、対価〇円による所有権移転となります。許可の判断につきましては農地法第3条第2項の規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるという協議結果でございました。番号4、譲渡人が〇〇さん。譲受人が□□さんということで、これは親子関係になられるそうです。番号4の申請につきましては先ほど説明されました箇所になりますが、農振農用地区域内農地となっております、親子間の対価〇

円による所有権移転となります。許可の判断につきましては農地法第3条第2項の規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。以上、報告を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局からの説明と事前調査の報告がございましたが、本件について、皆さん方向かご意見はございませんか。はい、7番委員。

○7番委員 番号2番の〇〇さんと□□さんの関係はどうなってるんですか。

○事務局長 こちらはご親戚になられます。もう農地も作れないので〇〇円で譲渡をしたいということであっております。

○議長 よろしいでしょうか。ほかに何かございませんか。ないようでしたらお諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第3、議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは8ページをごらんください。日程第3、議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてということで、下記のとおり農地を農地以外のものにするための許可申請があったので、許可不許可についての副申意見を決定するものとなっております。

(1件の申請について説明)

○議長 はい、ここで事前調査の報告をお願いいたします。はい、4番。

○4番委員 議案第16号の農地法第5条の許可申請に対する調査報告をします。今回1件の申請がありましたが、10月11日月曜日、3番委員、4番私、19番委員と局長で調査しました。申請された農地の区分は農振農用地区域外農地で第1種農地となりますが、農地法施行規

則第 33 条第 4 号による、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして立地条件を満たしていると思います。また、一般基準においても、農地法第 5 条第 2 項及び施行規則第 57 条の不許可の要件には該当しないと思われまますので、一般基準も満たしていると考えます。したがって、本件は立地条件及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われまます。以上で報告を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。はい。異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたします。次に、日程第 4、議案第 17 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、10 ページ目をお開きください。日程第 4、議案第 17 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和 3 年第 10 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による別紙計画書について、10 月 5 日付けで多良木町長より、農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、別冊の集積計画書の 1 ページ目の総括表にてご説明をいたします。

(内容説明)

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。何かございませんか。ないようでしたら、お諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして、日程第 5、報告第 11 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい。それでは、11 ページ目をお開きください。日程第 5、報告第 11 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和 3 年 8 月 26 日から令和 3 年 9 月 27 日までの分となっております。

(内容説明)

○議長 はい、ただいま事務局より報告がございましたが、本件について、何かご質問はございませんか。はい、7 番委員。

○7 番委員 最近、□□さんがあちこちに購入されていますけれども、作物とかっていうのは、どういうものを作られているのでしょうか。

○係長 □□さんにつきましては、相良とかではお茶とかをつくっておられますけれども、多良木方面につきましては、水稻一本でいくということで聞いております。

○議長 ほかに何かございませんか。ないようでしたら、報告第 11 号の小作地の合意解約の報告についてを終わります。続きまして日程第 6、報告第 12 号、許可不要転用届の報告についてを議題といたします。

○事務局長 それでは 13 ページをごらんください。日程第 6、報告第 12 号、許可不要転用届の報告についてということで、今回 1 件出てまいっております。

(1 件の内容説明)

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。ないようでしたら、日程第 6、報告第 12 号をこれで終わります。続きまして、日程第 7、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。次回総会に伴う調査委員ですが、5 番委員、11 番委員、20 番委員を指名いたします。御三方ご都合よろしいでしょうか。まず、事前調査が 11 月 9 日 9 時から、総会を 11 月 10 日 9 時から行いたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは御三方よろしく願いいたします。以上で本日提案された議案

の審議並びに報告事項は全て終了致しました。議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

○事務局長 これをもちまして令和3年度第7回多良木町農業委員会総会を閉会したいと思います。お疲れ様でした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記